

令和7年度 保存版

令和7年4月10日

保護者様

京都市立乾隆小学校
校長 德田 喜則

地震に対する非常措置についてのおしらせ

平素は、学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

児童の引き渡し方法についても今一度ご確認ください。また、このような事態が起こった場合の対応についてご家庭でも話し合っていただき、お子たちにも伝えていただきますようお願いいたします。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域のいずれかの行政区において震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、すぐーる等により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、**全校児童の保護者の方への引き渡し**を実施します。引き渡しの開始については、学校HPやすぐーる配信によって連絡いたします。また、保護者と連絡が取れるまでは、学校に留め置くこととします。

※緊急災害時は、学校HPやすぐーる配信によって対応措置などの情報を配信いたします。

3 家庭での取組

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。